



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条（都市計画の変更）第2項において準用する同法第19条（市町村の都市計画の決定）第1項の規定により、国分寺都市計画第一種市街地再開発事業を変更したため、同法第21条第2項において準用する同法第20条（都市計画の告示等）第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

平成24年2月21日

国分寺市長 星野信夫



都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
国分寺都市計画第一種市街地再開発事業 (国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業)	国分寺市本町二丁目、三丁目及び四丁目各地内

関係図書の縦覧場所

国分寺市役所都市建設部都市計画課（第2庁舎2階）

国分寺市役所都市開発部国分寺駅周辺整備課（本町三丁目2番17号）